

令和2年第8回
箕面市農業委員会総会会議録
令和2年8月11日(火)

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和2年8月11日(火)
午後1時30分から午後2時20分まで

2. 出席委員(21名)

| | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 稲垣 惠一 | 2番 | 神代 繁近 | 3番 | 川上 加津子 |
| 4番 | 笹川 治久 | 5番 | 長澤 昇 | 6番 | 麻生 忠 |
| 7番 | 中井 徳治 | 8番 | 牧野 弘 | 9番 | 岸本 信夫 |
| 10番 | 坂本 豊廣 | 11番 | 岡沢 聡 | 12番 | 尾崎 孝 |
| 13番 | 稲野 実 | 14番 | 笹川 悦子 | 15番 | 中西 利一 |
| 16番 | 中村 孝三 | 17番 | 長澤 均 | 18番 | 中井 啓二 |
| 19番 | 加藤 博一 | 20番 | 野口 康夫 | 21番 | 中井 博幸 |

3. 欠席委員 なし

4. 会議録署名委員 2番 神代 繁近 3番 川上 加津子

5. 出席事務局職員

事務局長 本田 敦、局長代理 佐治 功、グループ長 松本 雅治
主任 辻岡 昌樹、中井 正美

6. 議事日程

第44号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第45号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
報告第32号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報告第33号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報告第34号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報告第35号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第36号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第37号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第38号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第39号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第40号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による使用貸借権設定届出受理)
報告第41号 農地法第18条第6項の規定による解約通知の件

令和2年第8回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 　　ただ今から令和2年第8回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 座らせていただいて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事務局 　　希望者はございません。
- 議長 　　次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 　　出席状況をご報告いたします。
- 本日は、欠席はなく、全委員21名の出席となっており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- 議長 　　それでは日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 　　異議なし。
- 議長 　　それでは、2番の神代委員さん、3番の川上委員さんをお願いいたします。
- 事務局 　　まずはじめに、第7回総会において大阪府農業会議へ諮問を必要とする案件がありましたので、その結果について、事務局から報告いたします。
- 7月10日に行われました箕面市農業委員会総会で、前任の委員さんにより許可の採決をいただきました第42号議案、農地法第5条の規定による所有権移転許可の件及び第43号議案、農地法第5条の規定による所有権移転許可の件について、ともに市街化調整区域の農地での5条転用の案件でしたので、総会での許可を受けた後、大阪府農業会議の審議会に諮問をするという手続きを行ったものです。
- なお、7月16日に開催された審議会で審議され、「許可やむを得ないものと認めます。」と答申を受けましたので、これをもちまして、申請者あて、許可書の発行をしましたことをご報告します。
- なお、簡単に議案の説明をしますと、第42号議案は、石丸地区の農地で、相当前から、自宅への通路の一部として農地を利用していたということから、始末書付きの事後転用として総会にて許可した案件です。
- 2つ目の第43号議案は、粟生間谷西地区の農地で、今年の3月に遊休化しかかっていた農地を購入された方がおられ、その農地へのトラクター等の進入路を確保するため、隣の農地の一部を購入し、通路にするという

事務局

ものです。

こちらについても、農地利用の観点から、転用やむなしということで、総会にて許可した案件となっております。

以上です。

議長

次に、日程第2、第44号議案、相続税納税猶予に関する適格者証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議案となりました第44号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料は、1ページからでございます。

被相続人の住所は[]、氏名は[]氏、職業は[]、所有面積は[]平方メートルです。

相続人の住所は同じで、氏名は[]氏、職業は[]、生年月日は[]年[]月[]日、相続開始年月日は[]年[]月[]日、適用面積は[]平方メートル、被相続人との続柄は[]です。

適用農地につきましては粟生間谷東[]、地目は台帳、現況ともに田、面積は[]平方メートル他2筆の合計3筆、面積の合計は[]平方メートル、全筆生産緑地となっております。

以上、第44号議案のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、長澤昇委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

長澤委員

第44号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]の[]を[]へ約[]メートル行ったところの[]側の農地です。

申請人の[]氏は、[]年[]月[]日に、耕作者であった[]の[]氏を亡くされ、このたび、相続された農地について、引き続き農業経営をされることから申請されるものです。

[]氏は現在[]歳で、従前から家族で農業経営に携わってこられ、年に[]日ほど農作業に従事されています。

耕作に必要な農機具も完備されており、今後も引き続いて農業経営に努められるものと思われま。

なお、耕作する旨の誓約書も添付されておられますので、相続税の納税猶予の適格者証明書の発行には、問題ないものと思われま。

以上、第44号議案の調査内容の報告とさせていただきます。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきまして、原案どおり、承認することに決定したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 ご異議がないようでございますので、本件につきまして、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 次に、日程第3、第45号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。

事 務 局 本件につきまして事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第45号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料は3ページからでございます。

買取り申出する土地の表示は牧落■■■■、地目は、台帳、現況ともに田、面積は■■■■平方メートルでございます。

主たる従事者の住所は■■■■、氏名は■■■■氏、申出をする者との関係は■■■■となっております。

申出人の住所は■■■■、氏名は■■■■氏、申出事由は死亡で、申出事由が生じた日は令和元年8月18日でございます。

以上、第45号議案のご説明とさせていただきます。

議 長 本件につきまして、牧野委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

牧 野 委 員 第45号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■の■■■■の■■■■、約■■■■メートルのところ■■■■側の農地です。

申請人の■■■■氏は、令和元年8月18日に、これらの生産緑地を耕作されていた■■■■の■■■■氏を亡くされ、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■氏本人が農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は家族とともに■■■■氏本人が、主として耕作をされていたことを確認しました。

主たる従事者の証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、第45号議案の調査内容の報告とさせていただきます。

議 長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきまして、原案どおり、承認することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 ご異議がないようでございますので、本件につきまして、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 次に、日程第4、報告第32号から日程第8、報告第36号につきましては、担当農業委員が交代いたしておりますので、調査内容の報告は、前担当委員の承諾を得て、事務局が調査報告書を代読いたしますので、了承

議長

をお願いいたします。

ではまず、日程第4、報告第32号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明と調査内容の報告を求めます。

事務局

報告第32号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料は5ページからでございます。

届出地の所在は栗生新家■■■■■、地目は、台帳・現況ともに畑、面積は■■■■平方メートルです。

届出人の住所は■■■■■、氏名は■■■■氏、職業は■■■■、転用目的は野外駐車場となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年7月6日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第32号のご説明とさせていただきます。

事務局

報告第32号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

届出地は、■■■■■を■■■■メートル行き、そこから■■■■を■■■■メートル行ったところの■■■■側の農地です。

届出地におきましては、届出者の■■■■氏が、野外駐車場を設置されようとすることから、4条の転用届出をされたものです。

なお、届出地の一部には平成20年頃に建築された農機具小屋がありますが、当時、農地法に対する認識がなく、届出をされずに転用されたため、この度の転用届出に併せて、始末書を提出されています。

周辺につきましては、■■■■側は道路、■■■■側は自宅、■■■■側・■■■■側は他人住宅となっており、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないと思われま。

以上で報告第32号につきまして、調査内容報告とさせていただきます。

議長

次に、日程第5、報告第33号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明と調査内容の報告を求めます

事務局

報告第33号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は7ページからでございます。

届出地の所在は桜■■■■■、地目は、台帳・現況ともに畑、面積は■■■■平方メートルです。

届出人の住所は■■■■■、氏名は■■■■氏、職業は■■■■、転用目的は野外駐車場となっています。

事務局 本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年7月14日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第33号のご説明とさせていただきます。

事務局 報告第33号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

届出地は、[]を[]に約[]メートル行ったところの[]側の農地です。

届出地におきましては、届出者の[]氏が畑として野菜などを栽培されていましたが、この度、野外駐車場を設置されようとすることから、4条の転用届出を出されたものです。

周辺につきましては、[]側、[]側は駐車場、[]側は住宅、[]側は道路で、雨水は[]側道路側溝へ放流され、周辺の農業経営に影響はないと思われま

す。

議長 以上で報告第33号につきまして、調査内容報告とさせていただきます。次に、日程第6、報告第34号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明と調査内容の報告を求めます。

事務局 報告第34号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は9ページからでございます。

届出地の所在は外院[]、地目は、台帳・現況ともに田、面積は[]平方メートル他1筆。合計2筆で面積の合計は[]平方メートルです。

届出人の住所は[]、氏名は[]氏、職業は[]、転用目的は資材置場となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年7月17日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第34号のご説明とさせていただきます。

事務局 報告第34号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

届出地は、[]を[]へ約[]メートル行ったところの[]側の農地です。

届出地におきましては、届出者の[]氏が水稻をされていましたが、この度、資材置場を設置されようとすることから、4条の転用届出を出されたものです。

周辺につきましては、[]側は駐車場及び自己所有の農地、[]側は住宅及

事務局 び他人の農地、■側は他人所有の農地、■側は道路で、雨水は■側道路側溝へ放流され、周辺の農業経営に影響はないと思われま

議 長 以上で報告第34号につきまして、調査内容報告とさせていただきます。

次に、日程第7、報告第35号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

事務局 本件につきまして、事務局の説明と調査内容の報告を求めます。

事務局 報告第35号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は11ページからでございます。

届出地は石丸■■■■■、地目は、台帳畑、現況は駐車場、面積は■■■平方メートルです。

譲受人の住所は■■■■■、氏名は■■■■■氏、職業は■■■■■、譲渡人の住所は同じで、氏名は■■■■■氏、転用目的は野外駐車場となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年7月10日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第35号のご説明とさせていただきます。

事務局 報告第35号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

届出地は、■■■■■を■■■に約■■■メートル、そして■■■に約■■■メートル進んだところにあるマンションの■■■側の土地です。

届出地においては、■■■年から野外駐車場として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、届出をしておらず、この度、始末書を添付の上、5条の転用届出を出されたものです。

周辺につきましては、■側は河川、■側・■側・■側は、譲受人の所有地及び建物で、届出地と一体で使用されています。また、雨水は道路側溝へ放流されています。

現在まで問題なく経過しており、周囲の農業経営に影響はないと思われま

議 長 以上で報告第35号につきまして、調査内容報告とさせていただきます。

次に、日程第8、報告第36号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

事務局 本件につきまして、事務局の説明と調査内容の報告を求めます。

事務局 報告第36号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は13ページからでございます。

届出地は彩都粟生南■■■■■、地目は、台帳田、現況は畑、面積は■■■

事務局

■■■■平方メートルです。

譲受人の住所は■■■■、氏名は■■■■氏、職業は■■■■、譲渡人の住所は■■■■、氏名は■■■■氏、転用目的は戸建住宅となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年7月13日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第36号のご説明とさせていただきます。

事務局

報告第36号について、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■の■■■■を■■■■に約■■■■メートル進んだところの交差点を■■■■に約■■■■メートル行ったところの区画整理地の中の土地です。

譲渡人は、■■■■氏で、譲受人の■■■■氏が戸建住宅を建設されるとのことです。

周辺につきましては、■■■■側、■■■■側、■■■■側は道路、■■■■側は通路となっています。また、汚水は■■■■側公共下水へ接続、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないと思われま。

以上で報告第36号につきまして、調査内容報告とさせていただきます。

議長

次に、日程第9、報告第37号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理及び日程第10、報告第38号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理については、関連しますので、一括して議題といたします。

本2件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

まず、報告第37号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理について、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は15ページからでございます。

届出地は稲■■■■、地目は、台帳田、現況は畑、面積は■■■■平方メートル他1筆、合計2筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。

譲受人の住所は■■■■、氏名は■■■■■■■■■■氏、職業は■■■■、譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、氏名は■■■■氏、転用目的は物販店舗となっています。

事務局

次に、報告第38号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理についてご説明申し上げます。

届出地は稲■■■■、地目は、台帳田、現況は畑、面積は■■■■平方メートル他2筆、合計3筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。

譲受人は、報告第37号と同一で、譲渡人の住所は、■■■■

事務局

号、氏名は■■■■氏、転用目的は物販店舗となっています。

本2件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年7月28日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第37号及び報告第38号のご説明とさせていただきます。

議長

本2件につきまして、麻生委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

麻生委員

報告第37号及び報告第38号について、関連しますので、一括してご報告申し上げます。

報告第37号及び報告第38号の届出地は、■■■■、■■■■の■■■■の角にある土地です。

報告第37号の譲渡人は■■■■氏、報告第38号の譲渡人は■■■■氏で、この2件の土地の譲受人は、■■■■氏で、一体的に譲り受け、物販店舗を建設するため、開発の許可も出ております。

周辺につきましては、■■■■側・■■■■側は道路、■■■■側は宅地で、■■■■側については他人所有の農地です。

なお、汚水は公共下水道に接続、雨水は道路側溝へ放流されることで、周囲の農業経営に影響はないと思われま

す。以上で報告第37号及び報告第38号につきまして、調査内容報告とさせていただきます。

議長

次に、日程第11、報告第39号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第39号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は19ページからでございます。

届出地は彩都粟生南■■■■、地目は、台帳田、現況は畑、面積は■■■■平方メートルです。

譲受人の住所は■■■■、氏名は■■■■氏、職業は不動産業、譲渡人の住所は、■■■■、氏名は■■■■氏、転用目的は宅地造成となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年7月31日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第39号のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、長澤昇委員さんに調査内容の報告をお願いいたしま

議長
長澤委員

す。

報告第39号について、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■の■■■■から■■に約■■メートル進み、
されに■■へ約■■メートル入ったところの区画整理された土地です。

譲渡人は■■■■氏で、譲受人の■■■■氏が
宅地の造成をされるとのことです。

周辺につきましては、■■側・■■側・■■側は宅地、■■側は道路となっており、
汚水は■■側公共下水へ接続、雨水は道路側溝へ放流されることから、
周囲の農業経営への影響はないものと思われま。

以上で報告第39号につきまして、調査内容報告とさせていただきます。

議長

次に、日程第12、報告第40号、専決処理の報告の件、農地法第5条
第1項第7号の規定による使用貸借権設定届出受理を議題といたします。

事務局

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

報告第40号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定
による使用貸借権設定届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は21ページからでございます。

届出地は百楽荘■■■■、地目は、台帳田、現況は畑、面積は■■
■■平方メートルです。

被設定人の住所は■■■■、氏名は■■■■
氏、職業は■■■■、設定人の住所は、■■■■、氏名は
■■■■氏、転用目的は戸建住宅となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用
届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年7月31日に
専決し、処理するものでございます。

以上、報告第40号のご説明とさせていただきます。

議長
牧野委員

本件につきまして、牧野委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

報告第40号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

届出地は、■■■■を■■に■■メートル入った
ところの■■側の農地です。

設定人は、■■■■氏で、被設定人の■■■■氏が使用貸借権の設定を
受け、住宅を建築されるものです。

周辺につきましては、■■側・■■側・■■側は他人の宅地、■■側は道路とな
っております。

汚水等は、公共下水道へ接続し、雨水は既設側溝へ放流され、周囲の農
業経営に影響はないものと思ひます。

以上で報告第40号の調査内容の報告とさせていただきます。

議長

次に、日程第13、報告第41号、農地法第18条第6項の規定による

議長 解約通知の件を議題といたします。

事務局 本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第41号、農地法第18条第6項の規定による解約通知の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料はございません。

所在は坊島■■■■■、地目は、台帳・現況ともに田、面積は■■■■■平方メートルです。

賃貸人の住所は■■■■■、氏名は■■■■■氏、借入人の住所は、■■■■■、氏名は■■■■■氏、解約年月日は、令和2年7月15日、土地引渡年月日は、令和3年1月12日です。

本件につきましては、農地法第18条第6項の規定による解約通知として、令和2年7月17日に受理したものでございます。

以上、報告第41号のご説明とさせていただきます。

議長 以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。委員のみなさん、何かございますか。

事務局 事務局から連絡事項はございませんか。

事務局 (令和2年度農業委員会事業計画の説明、令和2年度農業祭の開催中止の報告、コロナ対策を踏まえた総会の開催方法の説明)

議長 ほかにございませんか。

事務局 ないようですので、次回総会の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第9回農業委員会総会は、9月15日(火)午後1時30分から場所は、ここ、委員会室で行います。

議長 これをもちまして、令和2年第8回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時20分閉会)

上記は、令和2年第8回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議 長

船 垣 恵 一

署名委員

神 代 繁 近

署名委員

川 上 加 津 子